

訪問看護サービス
重要事項説明書・契約書
個人情報使用同意書

<介護保険>

サンクスクリエーション合同会社

サンクス訪問看護ステーションすまいる

重要事項説明書 (訪問看護)

1. 事業所の概要

| | |
|----------|------------------------------|
| 事業所名 | サンクス訪問看護ステーションすまいる |
| 所在地 | 〒399-8301 長野県安曇野市穂高有明 9990-1 |
| 事業所指定番号 | 長野県 号 |
| 管理者・連絡先 | 清澤 麻衣 電話：0263-88-6621 |
| サービス提供地域 | 安曇野市 それ以外は要相談 |

2. 事業所の職員体制

| 職種 | 従事するサービス内容等 | 人員 |
|--------|---|-------------------|
| 管理者 | 管理者は業務の管理を一元的に行います。 | 1名(常勤) |
| 訪問看護師 | かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。 | 2名(常勤) 1名(非常勤) |
| 理学療法士 | 状態の安定している方へのリハビリテーションをします。 | 0名(常勤) 0名(非常勤) |
| 作業療法士 | | 0名(常勤) 0名(非常勤) |
| 言語聴覚士 | 言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリをします。 | 0名(常勤) 0名(非常勤) |
| 事務担当職員 | 事務業務又は事務職務の連絡等を行います。 | 0名(常勤) 1名(非常勤) |

3. 営業日及び営業時間

| 営業日 | 営業時間 |
|--|---------------|
| 月曜日から金曜日まで ただし、12月30日から1月3日までを除きます。 | 8:30から17:30まで |

(注) 年末年始(12/30~1/3)、土日はお休みとさせていただきます。

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

※緊急時訪問看護加算 利用する 利用しない

4. サービス内容

- ① 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- ② 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- ③ 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談

- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

5. サービス利用料及び利用者負担 ⇨ 別紙参照

6. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- ② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- ③ 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

7. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

8. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

| | |
|--------|---|
| 電話番号 | 0263-88-8860 |
| FAX 番号 | 0263-88-6856 |
| 担当者 | 清澤 麻衣 |
| その他 | 相談・苦情については、管理者及び担当訪問看護師が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。 |

- その他、お住まいの市役所及び長野県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

| | |
|-------------------------|--------------------------|
| 長野県国民健康保険団体連合会 (国保連) | 所在地：長野市西長野 143-8 |
| | 電話番号：026-238-1580 |
| | FAX 番号：026-238-1581 |
| | 対応時間：月曜日～金曜日の 9:00～17:00 |
| 安曇野市役所 福祉部 高齢者介護課 | 所在地：安曇野市豊科 6000 番地 |
| | 電話番号：0263-71-2472 |
| | FAX 番号：0263-71-2328 |

9. 虐待防止に関する事項

- ① 利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その虐待防止のために必要な措置
- ② 指定訪問看護の提供中に、看護師等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。
- ③ 虐待防止に関する責任者は 管理者 清澤 麻衣 とする。

10. 身体拘束等の原則禁止に関する事項

- ① サービス提供にあたって利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行わない。
- ② やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期限等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

11. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、直ちに利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業所または地域包括支援センター等に連絡するとともに、応急手当等必要事項を施し、関係市町村へも連絡します。

12. ハラスメントに関する事項

- ① 訪問現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に取り組みます。

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ばされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、法人職員、取引先事業所の方、ご利用者及びその家族が対象となります。
- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しないよう再発防止策を検討します。
- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的な話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

13. 衛生管理等について

- ① 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います
- ② 指定介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会

をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について周知徹底をします。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的
に実施します。

14. 業務継続計画の策定等

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的
に実施するものとします。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの
とします。
- ④ 委員会を概ね3か月に1回以上開催するとともに、職員に周知徹底します。
- ⑤ 非常災害に備え定期的に避難、救出、その他必要な訓練を実施します。

15. 第三者評価の実施の有無 : 無

16. 運営法人の概要

| | |
|---------|---|
| 事業者 | サンクスクリエーション合同会社 |
| 代表者 | 高橋 清彦 |
| 所在地・連絡先 | 〒399-8301 長野県安曇野市穂高有明 9990-1 0263-88-8860 |
| 事業所 | サンクス訪問看護ステーションすまいる |
| 管理者 | 清澤 麻衣 |
| 所在地・連絡先 | 〒399-8301 長野県安曇野市穂高有明 9990-1 0263-88-6621 |

【説明確認欄】 重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業者 所在地 〒399-8301 長野県安曇野市穂高有明 9990-1
名称 サンクスクリエーション合同会社
代表者 代表社員 高橋 清彦 (印)

事業所 所在地 〒399-8301 長野県安曇野市穂高有明 9990-1
名称 サンクス訪問看護ステーションすまいる
管理者 清澤 麻衣 (印)

令和 年 月 日 説明者 _____

訪問看護サービス説明書

1. サービスの内容

- 1) 「訪問看護」は、利用者の居宅において看護師その他省令で定めるものが利用上の世話、又は必要な診療の補助を行うサービスです。
- 2) 事業者は、次の日程により訪問看護サービスを提供します。
- 3) サービスは、「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

| | 曜日 | 時間帯 | 内容（概要） |
|-----|----|-----|--------|
| (1) | | | |
| (2) | | | |
| (3) | | | |
| (4) | | | |

2. サービス提供の記録等

- 1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等の記録媒体に記載します。
- 2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護契約書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- 3) 事業者は、前期「訪問看護記録書」その他の記録を作成完成後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

3. サービス提供責任者等

サービス提供の責任者は、次のとおりです。

サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名： 清澤 麻衣 連絡先： 0263-88-6621

4. 利用者負担金

- 1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表の通りです。
- 2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- 3) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）
- 4) 利用者負担金は、サービスを利用した月の翌月の20日（祝土日の場合直後の平日）に金融機関の口座から引き落とします。

| | 曜日 | 算定根拠(単価×回数 加算) | 基本利用料(10割) | 利用者負担金(1割) |
|--------------------------|----|---|------------|------------|
| (1) | | | | |
| (2) | | | | |
| (3) | | | | |
| (4) | | | | |
| (5) | | | | |
| 合計(合計単位数×地域等級 7級地10. 21) | | | | |
| 交通費(サービス地域外のみ) | | <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 | → | |
| 総 計 | | | | |

(注) 交通費は、事業者の通常のサービス地域（安曇野市）をこえる場合にのみ必要となります。

5. キャンセル

1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 : サンクス訪問看護ステーションすまいる

(電話番号) 0263-88-6621

2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。連絡がなく訪問看護師がお家に伺った場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

キャンセル料金 2,000 円

6. その他

1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ②看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
- ③看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

サービス契約に当たり上記のとおり説明します。

令和 年 月 日

事業者 所在地 〒399-8301 長野県安曇野市穂高有明 9990-1
名称 サンクスクリエーション合同会社
代表者 代表社員 高橋 清彦 (印)

事業所 所在地 〒399-8301 長野県安曇野市穂高有明 9990-1
名称 サンクス訪問看護ステーションすまいる
管理者 清澤 麻衣 (印)

居宅サービス契約書（訪問看護・介護保険）

サンクス訪問看護ステーションすまいる

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付の対象となる訪問看護サービスを提供します。
- 2 それぞれのサービス内容の詳細は、別紙に記載のとおりです。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から介護保険認定満了日までとします。
- 2 上記の契約期間は、契約満了の2日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（個別サービス計画等）

- 1 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえて、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、必要となるサービス種類ごとに「個別サービス計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
- 2 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内で可能なときは、速やかに「個別サービス計画」の変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第4条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の記録媒体に記載します。
- 2 事業者はサービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。
- 3 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面そのほかのサービスの提供に関する記録の閲覧、謄写を求めることが出来ます。ただし、謄写に関しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第5条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとします。ただし、契約有効期間中、介護保険等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定以後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わない時に限り、文書により契約を解除することが出来ます。
- 3 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

第6条（利用者の解約等）

- 1 利用者は、少なくとも3日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

第7条（事業者の解除）

1 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することで、この契約を解約することができます。

2 事業者は、利用者やその家族の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。この場合には、事業者は、居宅サービス契約を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

第8条（契約の終了）

利用者が介護保険施設等に入居し、または要介護認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスが提供できなくなった場合には、この契約が終了するものとします。この場合には、事業者は、速やかに利用者へ通知するものとします。

第9条（事故時の対応等）

- 1 事業者は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。
- 3 事業者は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。前項規程の賠償に相当する可能性がある場合は、利用者又は家族に当該保険の調査等の手続きにご協力頂く場合があります。

第10条（秘密保持）

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

第11条（苦情対応）

- 1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者・介護支援専門員・市町村又は国民健康保険団体連合に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第12条（反社会的勢力の排除）

1 事業者及び利用者は、相手方（役員等又は経営に実質的に関与している者を含む。以下同じ。）が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者）であることが判明した場合、その他、相手方が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているときには、何らの催告を要せず、本契約を解除することができます。

2 事業者及び利用者は、相手方が自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計又は威力を用いて事業者の信用を棄損し又は事業者の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができます。

第13条（契約解除）

事業者及び利用者は、相手方が第12条に基づき契約を解除した場合、違反した相手方に損害が生じても、賠償責任を負わないものとします。

第14条（契約外条項等）

1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

上記のとおり、契約を締結します。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電 話 _____

緊急連絡先 _____ 続柄 _____

電 話 _____

上記代理人 (代理人を選任した場合)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

続 柄 _____

電 話 _____

立会人 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

続 柄 _____

電 話 _____

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場にたつて事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は契約書の法的な義務等を負うものではありません。

【事業者】 所在地 長野県安曇野市穂高有明 9990-1
事業者名 サンクスクリエーション合同会社
代表者 代表社員 高橋 清彦 (印)

【事業所】 所在地 長野県安曇野市穂高有明 9990-1
事業者名 サンクス訪問看護ステーションすまいる
管理者 清澤 麻衣 (印)

【個人情報の保護に関する取扱いについてのお知らせ】

サンクス訪問看護ステーションすまいるでは、利用者が安心して訪問看護を受けられるように、利用者の個人情報の取扱いに万全の体制で取り組んでおります。ご不明な点などございましたら、担当窓口にお問合わせください。

○ 個人情報の利用目的について

当訪問看護ステーションでは、利用者の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。これら以外の利用目的で使用する場合は、改めて利用者の同意をいただくようにいたします。

○ 個人情報の訂正・利用停止について

当訪問看護ステーションが保有している利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応いたします。

○ 個人情報の開示について

ご自身の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出下さい。なお、開示には手数料がかかりますのでご了承ください。

○ 相談窓口のご案内

ご質問やご相談は管理者までお気軽にお寄せください。

【法人における利用者の個人情報の利用目的】

訪問看護を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

○ 訪問看護ステーション内での利用

- ・ 利用者へ提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- ・ 医療保険・介護保険請求等の事務
- ・ 会計・経理等の事務
- ・ 事故等の報告・連絡・相談
- ・ 利用者への看護サービスの質向上（ケア会議・研修等）
- ・ その他、利用者に係る事業所の管理運営業務

○ 他の事業所等への情報提供

- ・ 主治医の所属する医療機関、連携医療機関、利用者へ居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（ただし、サービス担当者会議等への情報提供は利用者に文書で同意を得ます）、照会への回答
- ・ その他業務委託
- ・ 家族等介護者への心身の状況説明
- ・ 医療保険・介護保険事務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

○ その他上記以外の利用目的

- ・ 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- ・ 学会等での発表（原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます）

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員との連絡調整、医療関係者等において必要な場合

2. 使用する事業者の範囲

(1) 利用しているサービスの事業者、これから利用予定のあるサービスの事業者、医療関係者、行政等

(2) 使用するICT機器・ソフトウェア製品

■株式会社ビーシステム 介護ソフト【ファーストケア】

3. 使用する期間

令和 年 月 日 から 契約終了まで

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。
- (3) 訪問スタッフ所有のICT端末及び事業所内で使用するソフトウェア内の個人情報が外部へ流出しないよう、セキュリティをかけて厳重に管理・保管することに努めること。

5. 記録の開示

記録媒体へ記載した内容の開示を希望される方へは、紙媒体に印刷して提供いたします。

また、連携機関などへ必要に応じ「情報提供」を行います。その際は、利用者様の大切な「個人情報」を取り扱うということに十分に配慮した上で実施いたします。

【利用者確認欄】

サンクス訪問看護ステーションすまいる 宛

私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。私は居宅サービスの契約を締結します。私（利用者及びその家族）の個人情報については、個人情報使用同意書に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電 話 _____

緊急連絡先 _____ (続柄)

電 話 _____

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

続 柄 _____

立会人

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

続 柄 _____

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場にたつて事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は契約書の法的な義務を負うものではありません。

事業者 所在地 〒399-8301 長野県安曇野市穂高有明 9990-1
名 称 サンクスクリエーション合同会社
代表者 代表社員 高橋 清彦 (印)

事業所 所在地 〒399-8301 長野県安曇野市穂高有明 9990-1
名 称 サンクス訪問看護ステーションすまいる
管理者 清澤 麻衣 (印)

長野県知事指定 長野県 号